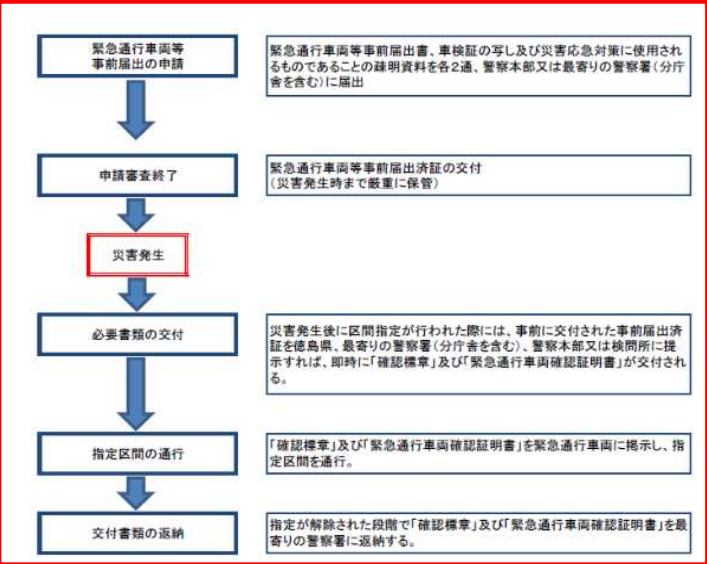
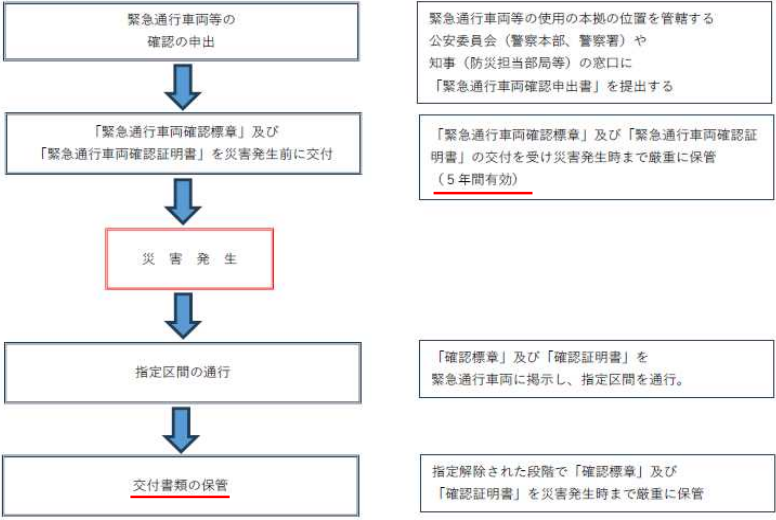


徳島県道路啓開作業実施手順書 <新旧対照表>

記載箇所	旧（現手順書）	新（手順書見直し案）
P4・5 ↓ P4	支援要請等連絡系統 The diagram compares two support request systems. The left side, labeled '直轄国道' (Direct National Road), shows a flow from '徳島河川国道事務所' (Tsuetsunokawa National Road Office) to '徳島県 道路整備課' (Road Improvement Section) and '徳島県建設業協会 本部' (Association Head Office). It includes a '1班※ 自動着手' (Class 1, Automatic Start) box. The right side, labeled '直轄国道以外の啓開対象道路' (Roads other than direct national roads), shows a similar flow but includes '徳島県建設業協会 支部' (Association Branch) and '2班以降' (Class 2 and above). Both sides include a '2班以降' (Class 2 and above) section at the bottom. Arrows indicate '報告' (Report), '指示' (Instruction), '要請' (Request), and '依頼' (Request/Dependency). A red box at the bottom right contains the text '変更' (Change). 図 支援要請等連絡系統図（その1） 図 支援要請等連絡系統図（その2）	支援要請等連絡系統 The new system flowchart shows a top-down approach. At the top is '四国地方整備局 災害対策本部' (Shikoku Regional Public Works Bureau Disaster Response Headquarters). Below it is '徳島河川国道事務所 災害対策支部' (Tsuetsunokawa National Road Office Disaster Response Branch). The main flow goes to '徳島県 災害対策本部' (Prefectural Disaster Response Headquarters), then to '徳島県 災害対策本部（各支部）' (Prefectural Disaster Response Headquarters (Branches)), and finally to '徳島県建設業協会 各支部' (Association Branches) and '道路啓開担当者（実働部隊）' (Road Opening Personnel (Working Team)). A red box at the top right contains the text '※道路啓開担当業者の初動は自動着手' (Initial action of road opening contractor is automatic start) and '自動着手: 南海トラフ地震発生時、県内で「震度6弱以上」の地震発生または「大津波警報」の発表時' (Automatic start: When Great East Japan Earthquake occurs, when an earthquake of magnitude 6 or higher occurs in the prefecture, or when a Great Tsunami Warning is issued). A red box at the bottom right contains the text '変更' (Change). 図 支援要請等連絡系統図

徳島県道路啓開作業実施手順書 <新旧対照表>

記載箇所	旧（現手順書）	新（手順書見直し案）
P11 ↓ P10	○ 災害対策基本法に基づく公安委員会の緊急交通路が区間指定された場合、知事又は公安委員会が発行する「緊急通行車両確認標章」及び「緊急通行車両確認証明書」の交付を受けないと、区間指定された緊急交通路を通行することができない。 「緊急通行車両」又は「規制除外車両」として、緊急交通路を通行する可能性がある車両については、あらかじめ事前審査を受け、「緊急通行車両等事前届出済証」又は「<u>規制除外車両等事前届出済証</u>」の交付を受けることにより、スムーズに確認標章等の交付を受けることができる。 ○ 緊急通行車両等の申請手続きのフロー 	○ 災害対策基本法に基づく公安委員会の緊急交通路が区間指定された場合、知事又は公安委員会が発行する「緊急通行車両確認標章」及び「緊急通行車両確認証明書」の交付を受けないと、区間指定された緊急交通路を通行することができない。 「緊急通行車両」又は「規制除外車両」として、緊急交通路を通行する可能性がある車両については、あらかじめ確認を受けることにより、災害発生前に確認標章等の交付を受けることができる。 ○ 緊急通行車両等の申請手続きのフロー 

徳島県道路啓開作業実施手順書 <新旧対照表>

記載箇所

P12

↓

P11

旧（現手順書）

【関連資料・事例等】

○ 緊急通行車両事前届出書

・ 下記左側の事前届出書に必要事項を記入の上、警察署に提出。

・ 審査が終了したら、右側の事前届出済証を受領する。

・ 災害時まで保管する。

（車両単位での申請が必要となる。）

<申請書類>

・ 緊急通行車両事前届出書（最寄りの警察署（分庁舎を含む。）又は警察本部で入手）

・ 自動車検査証の写し

・ 輸送協定書又は災害応急対策に使用されるものであることの疎明資料各2通

別記様式第1号（第3の3の(1)関係）

災 害
建 築 防 災 応 急 対 策 用
原 子 力 災 害
国 民 保 護 機 構 用
緊 急 通 行 車 両 事 前 届 出 書

公安委員会 年 月 日
届出者住所
（電話）
氏名

災 害
建 築 防 災 応 急 対 策 用
原 子 力 災 害
国 民 保 護 機 構 用
緊 急 通 行 車 両 事 前 届 出 済 証

左記のとおり事前届出を受けたことを証する
年 月 日
公安委員会

番 号 欄 に 表 示
さ れ て い る 番 号
車両の用途（緊急
輸送を行う車両に
かつては、輸送人
員又は品名）
使用車
氏 名
出 発 地

(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害
緊急特別措置法又は武力攻撃事態における国民の保護のための
措置に関する法律に基づき交通規制が行われたときは、この
届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通機関等に提出し
て所掌の手続を受けてください。
2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を失し、滅失し、汚
損し、破損した場合、公安委員会（警察本部経由）に届け
出て再交付を受けてください。
3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。
(2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。
(3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。

(注) この事前届出書は2部作成して、当該車
両の内容を疎明する書類を併付の上、車両
を管轄する警察本部又は警察署に提出して

備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印する
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4

削 除

<出典：徳島県警察本部HP「大規模災害発生時における交通規制について」より>

新（手順書見直し案）

【関連資料・事例等】

○ 緊急通行車両の標章等の災害発生前の交付について

・ 当該車両の使用や本拠の位置を管轄する公安委員会（警察本部、警察署）若しくは知事（防災担当部局等）の窓口を通じて申出を行う。

次頁の確認申出書に必要事項を記入の上、警察署か知事（防災担当部局等）に提出。

・ 審査が終了したら、P13の緊急通行車両確認証明書及び確認標章を受領する。

（車両の用途や活動地域が同じであれば、複数台の車両を一括して申出可能。）

・ 災害時まで保管する。

（有効期間は、交付の日から5年後の日まで）

・ 緊急交通路の区間指定が解除された時点で、次回まで厳重に保管する。

<必要な提出書類>

・ 緊急通行車両確認申出書（災対法施工規則別記様式第3）

・ 自動車検査証の写し又は軽自動車届出済証の写し

・ 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類（例 防災業務計画（抜粋可）、契約書の写し、証明書類等）

・ 指定行政機関等の車両であることを確かめるに足りる書類（例 車両リスト、証明書類等）

徳島県道路啓開作業実施手順書 <新旧対照表>

記載箇所	旧（現手順書）	新（手順書見直し案）																				
(追加) P12	追加	別記様式第3(第6条関係) 年 月 日 知事・公安委員会 殿 緊急通行車両確認申出書 申出者 住 所 氏 名 <table><tr><td>番号標に表示されている番号</td><td></td></tr><tr><td>車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）</td><td></td></tr><tr><td>活動地域</td><td></td></tr><tr><td>車両の使用者</td><td><table><tr><td>住 所</td><td>() 局 番</td></tr><tr><td>氏名又は名称</td><td></td></tr></table></td></tr><tr><td>緊急連絡先</td><td><table><tr><td>住 所</td><td>() 局 番</td></tr><tr><td>氏 名</td><td></td></tr></table></td></tr><tr><td>備 考</td><td></td></tr></table> 備考 用紙は、日本産業規格A4とする。	番号標に表示されている番号		車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		活動地域		車両の使用者	<table><tr><td>住 所</td><td>() 局 番</td></tr><tr><td>氏名又は名称</td><td></td></tr></table>	住 所	() 局 番	氏名又は名称		緊急連絡先	<table><tr><td>住 所</td><td>() 局 番</td></tr><tr><td>氏 名</td><td></td></tr></table>	住 所	() 局 番	氏 名		備 考	
番号標に表示されている番号																						
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）																						
活動地域																						
車両の使用者	<table><tr><td>住 所</td><td>() 局 番</td></tr><tr><td>氏名又は名称</td><td></td></tr></table>	住 所	() 局 番	氏名又は名称																		
住 所	() 局 番																					
氏名又は名称																						
緊急連絡先	<table><tr><td>住 所</td><td>() 局 番</td></tr><tr><td>氏 名</td><td></td></tr></table>	住 所	() 局 番	氏 名																		
住 所	() 局 番																					
氏 名																						
備 考																						

徳島県道路啓開作業実施手順書 <新旧対照表>

記載箇所	旧（現手順書）	新（手順書見直し案）																																																						
P13	○ 確認標章（右）、緊急通行車両確認証明書（左） - 災害発生後、事前届出済証を徳島県、最寄りの警察署（分庁舎を含む。）警察本部又は検問所に提示。 - 提示した警察署より、確認標章及び緊急通行車両確認証明書が交付される。 - 受理後、緊急通行車両に掲示。 - 緊急交通路の区間指定が解除された時点で速やかに最寄りの警察署に返納する。 削 除 緊急号様式（第4、第6、第7、第8欄） <table border="1"> <tr> <td colspan="2">第 号</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3">緊急通行車両確認証明書</td> </tr> <tr> <td colspan="3">知 事 公 安 委 員 会</td> </tr> <tr> <td>登録(車両)番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>活動地域</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>車両の使用者</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>有効期限</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> 備考：欄数の不足は、空白に置かれ記入不要とする。 <出典：「高知県道路修繕手順書（案）」より> 【今後の調整・協議事項】 ○ 緊急交通路の区間指定 ⇒徳島警察本部と道路管理者で調整を行う。 ○ 緊急通行車両事前届出手続き ⇒徳島警察本部と道路管理者で調整を行う。	第 号		年 月 日	緊急通行車両確認証明書			知 事 公 安 委 員 会			登録(車両)番号			車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			活動地域			車両の使用者			有効期限			備考			○ 緊急通行車両確認証明書（左）、確認標章（右） 別記様式第5（第6条の2関係） <table border="1"> <tr> <td colspan="2">第 号</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3">緊急通行車両確認証明書</td> </tr> <tr> <td colspan="3">知 事 公 安 委 員 会</td> </tr> <tr> <td>登録(車両)番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>活動地域</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>車両の使用者</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>有効期限</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> 備考：用紙は、日本産業規格A4とする。  緊急通行車両確認標章 <出典：徳島県警察本部HP「大規模災害発生時における交通規制について」より> （全国統一様式）※県外からの支援部隊等については、出発地となる場において申請交付されること <出典：徳島県警察本部HP「改正災対法施行令等施工後の運用」より> 【今後の調整・協議事項】 ○ 緊急交通路の区間指定 ⇒徳島警察本部と道路管理者で調整を行う。	第 号		年 月 日	緊急通行車両確認証明書			知 事 公 安 委 員 会			登録(車両)番号			車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			活動地域			車両の使用者			有効期限			備考		
第 号		年 月 日																																																						
緊急通行車両確認証明書																																																								
知 事 公 安 委 員 会																																																								
登録(車両)番号																																																								
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）																																																								
活動地域																																																								
車両の使用者																																																								
有効期限																																																								
備考																																																								
第 号		年 月 日																																																						
緊急通行車両確認証明書																																																								
知 事 公 安 委 員 会																																																								
登録(車両)番号																																																								
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）																																																								
活動地域																																																								
車両の使用者																																																								
有効期限																																																								
備考																																																								

徳島県道路啓開作業実施手順書 <新旧対照表>

記載箇所	旧（現手順書）	新（手順書見直し案）
P17	3. 1. 6 燃料、食料、人材の調達 【概要・ポイント・具体内容】 ○ 道路啓開作業を行う上で必要不可欠な、燃料、食料の調達計画を作成する。 ○ 調達できた燃料、食料を効率的に提供できる方法を構築する。 ○ 道路啓開担当業者は、平素より災害対応訓練等への積極的な参加、BCP や災害対応マニュアル等の整備等を行い、発災後に迅速に作業にかかる準備、人材の確保を行う。 ○ 道路管理者及び徳島県建設業協会は、建設業の人材確保のための取組を積極的に推進する。 【関連資料・事例等】 ○東日本大震災での状況 ・東日本大震災では、震災発生後10日位は、緊急車両であっても1回の給油が10リットルに制限された。国土交通省の道路啓開に係る重機・ダンプの軽油は支給されたが、作業員が通勤するための燃料は自社での調達が必要だった。 <出典：東日本大震災 現地レポート 東日本建設業保証株式会社より> ・機材としては、バックホウ、ブルドーザー、ダンプ、シャベルローダー等が東日本大震災の時には多く活用された。また、それらの機械を操作する特殊作業員も大量に必要となった。 <出典：東日本大震災 現地レポート 東日本建設業保証株式会社より> 【今後の調整・協議事項】 ○ 燃料、食料の調達計画 ⇒協定を締結済みの関連機関と協議・調整を行い、調達計画を検討・作成する。 ○ 燃料、食料の提供方法 ⇒調達できた燃料、食料を効率的に提供できる方法を構築する。 ○ 人材の確保 ⇒関係機関が連携して、建設業の人材確保のための取組を積極的に推進する。	【概要・ポイント・具体内容】 ○ 道路啓開作業を行う上で必要不可欠な、燃料、食料の調達計画を作成する。 ○ 調達できた燃料、食料を効率的に提供できる方法を構築する。 ○ 道路啓開担当業者は、平素より災害対応訓練等への積極的な参加、BCP や災害対応マニュアル等の整備等を行い、発災後に迅速に作業にかかる準備、人材の確保を行う。 ○ 道路管理者及び徳島県建設業協会は、建設業の人材確保のための取組を積極的に推進する。 【燃料の確保策】 ・平時からの備えとして「燃料タンクが半分になったら、満タン給油」の励行 ※例：バックホウ（0.7m³級）の場合：燃料タンク半分で1日半（約12時間）稼働 【関連資料・事例等】 ○東日本大震災での状況 ・東日本大震災では、震災発生後10日位は、緊急車両であっても1回の給油が10リットルに制限された。国土交通省の道路啓開に係る重機・ダンプの軽油は支給されたが、作業員が通勤するための燃料は自社での調達が必要だった。 <出典：東日本大震災 現地レポート 東日本建設業保証株式会社より> ・機材としては、バックホウ、ブルドーザー、ダンプ、シャベルローダー等が東日本大震災の時には多く活用された。また、それらの機械を操作する特殊作業員も大量に必要となった。 <出典：東日本大震災 現地レポート 東日本建設業保証株式会社より> 【今後の調整・協議事項】 ○ 燃料、食料の調達計画 ⇒協定を締結済みの関連機関と協議・調整を行い、調達計画を検討・作成する。 ○ 燃料、食料の提供方法 ⇒調達できた燃料、食料を効率的に提供できる方法を構築する。 ○ 人材の確保 ⇒関係機関が連携して、建設業の人材確保のための取組を積極的に推進する。

徳島県道路啓開作業実施手順書 <新旧対照表>

記載箇所	旧（現手順書）	新（手順書見直し案）
(追加) P22	追 加	県庁内部通知用 (様式1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条の6第1項の 規定に基づき、別紙のとおり区間を（指定・廃止）する。 令和 年 月 日 徳島県県土整備部 道路整備課長 担当：徳島県県土整備部道路整備課 強靱化・安全対策担当 ○○ TEL 088-621-2549 FAX 088-621-2867

徳島県道路啓開作業実施手順書 <新旧対照表>

記載箇所	旧（現手順書）	新（手順書見直し案）
(追加) P23	追 加	公安委員会通知用 (様式2) 道第 号 令和 年 月 日 徳島県公安委員会 殿 徳島県国土整備部道路整備課長 (公 印 省 略) 災害対策基本法第76条の6第1項の 規定に基づく道路区間指定について 災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、別紙のとおり区間指定 するため、災害対策基本法施行令第33条の3の規定に基づき通知します。 担当：徳島県国土整備部道路整備課 強弱化・安全対策担当 ○○ TEL 088-621-2549 FAX 088-621-2867

徳島県道路啓開作業実施手順書 <新旧対照表>

記載箇所	旧（現手順書）	新（手順書見直し案）
（追加） P24	追 加	関係機関通知用 （様式 3） 道 第 号 令和 年 月 日 国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所 NEXCO 西日本四国支社 徳島工事事務所 本州四国連絡高速道路 鳴門管理センター 徳島県東部県土整備局長 徳島県各市町村 （一社）徳島県建設業協会 殿 徳島県県土整備部道路整備課長 （公 印 省 略） 災害対策基本法に基づく区間の指定等について 災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 7 6 条の 6 第 1 項の規定に基づき、 下記の区間を（指定・廃止）するので通知する。 記 大地震災害のため、緊急通行車両の通行を確保することを目的として、災害対策基本法第 7 6 条の 6 第 1 項の規定に基づき、別紙の区間を指定します。 当該区間においては、道路啓開作業を実施し、放置車両や立ち往生車両等の移動を行います。 担当：徳島県県土整備部道路整備課 強靱化・安全対策担当 ○○ TEL 088-621-2549 FAX 088-621-2867

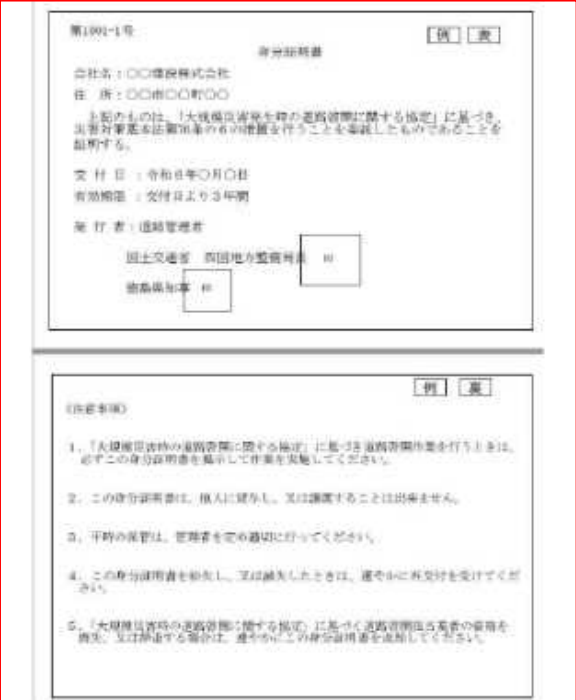
徳島県道路啓開作業実施手順書 <新旧対照表>

記載箇所	旧（現手順書）	新（手順書見直し案）												
(追加) P25		指定区間の周知用 (様式 4) <table><tr><th colspan="4">資 料 提 供</th></tr><tr><th>月日（曜日）</th><th>担 当 課 名</th><th>内 線</th><th>担 当 者</th></tr><tr><td></td><td>道路整備課</td><td>2549</td><td>〇〇 〇〇</td></tr></table> 災害対策基本法に基づく道路の区間指定について 緊急車両の通行を確保するため、災害対策基本法に基づき、別紙のとおり区間を指定し、放置車両・立ち往生車両等の移動等の作業を実施します。 今回の地震発生に伴う放置車両発生に伴い、緊急通行車両の通行を確保するため、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、別紙の区間を指定します。当該区間においては、緊急車両の通行に支障となる放置車両や立ち往生等の移動作業を実施します。 記 1 日 時 令和 年 月 日（ ） 〇時〇分から当面の間 2 場 所 別紙のとおり	資 料 提 供				月日（曜日）	担 当 課 名	内 線	担 当 者		道路整備課	2549	〇〇 〇〇
		資 料 提 供												
月日（曜日）	担 当 課 名	内 線	担 当 者											
	道路整備課	2549	〇〇 〇〇											

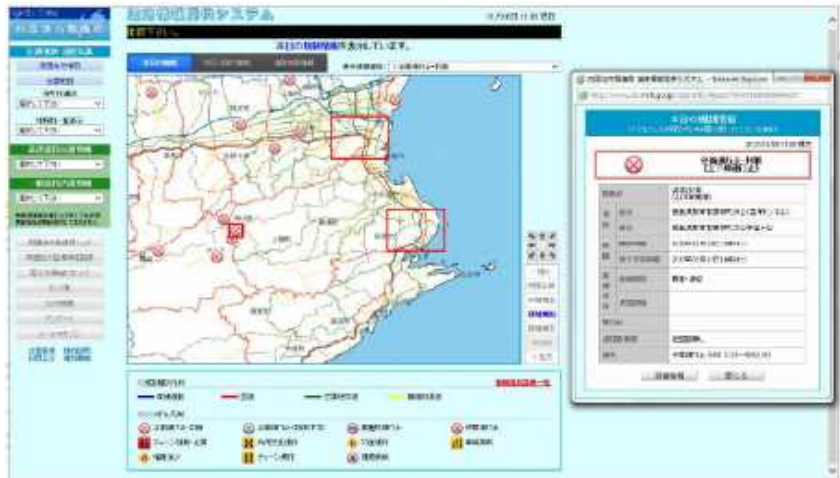
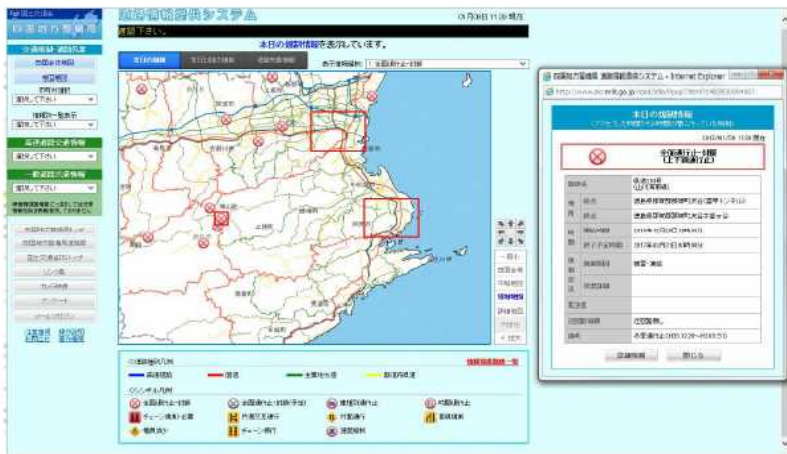
徳島県道路啓開作業実施手順書 <新旧対照表>

記載箇所	旧（現手順書）	新（手順書見直し案）																						
(追加) P26		指定区間一覧表																						
		別紙 徳島県管理道路 指定区間一覧 <table><tr><th>建設業協会支部</th><th>道路管理者管轄</th><th>対象区分</th><th>路線名</th><th>起点地 (施設名・交差点)</th><th>終点地 (施設名・交差点)</th><th>区間延長(km)</th><th>新規・廃止</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	建設業協会支部	道路管理者管轄	対象区分	路線名	起点地 (施設名・交差点)	終点地 (施設名・交差点)	区間延長(km)	新規・廃止														
建設業協会支部	道路管理者管轄	対象区分	路線名	起点地 (施設名・交差点)	終点地 (施設名・交差点)	区間延長(km)	新規・廃止																	

徳島県道路啓開作業実施手順書 <新旧対照表>

記載箇所	旧（現手順書）	新（手順書見直し案）
P23 ↓ P27	3. 2. 2 災害対策基本法に基づく車両の移動に際して必要となる身分証明書の事前発行と保管 【概要・ポイント・具体内容】 ○ 災害対策基本法に基づく車両の移動は、道路管理者や道路管理者から事前に委託を受けた民間事業者が行うこととなっている。 ○ 道路管理者から事前に委託を受けた民間事業者は、事前に発行された「身分証明書」を携帯し、車両の移動を行う。 ○ 身分証明書は、協定等に基づき事前に道路管理者が発行するものとし、発行された身分証明書は善良に保管し、緊急時に各自が携帯し出勤できるように準備する。 【関連資料・事例等】 ○ 身分証明書（例） 	3. 2. 2 災害対策基本法に基づく車両の移動に際して必要となる身分証明書の事前発行と保管 【概要・ポイント・具体内容】 ○ 災害対策基本法に基づく車両の移動は、道路管理者や道路管理者から事前に委託を受けた民間事業者が行うこととなっている。 ○ 道路管理者から事前に委託を受けた民間事業者は、事前に発行された「身分証明書」を携帯し、車両の移動を行う。 ○ 身分証明書は、協定等に基づき事前に道路管理者が発行するものとし、発行された身分証明書は善良に保管し、緊急時に各自が携帯し出勤できるように準備する。 【関連資料・事例等】 ○ 身分証明書（例） 

徳島県道路啓開作業実施手順書 <新旧対照表>

記載箇所	旧（現手順書）	新（手順書見直し案）
P26 ↓ P30	○ 情報共有のイメージ ・ <u>道路情報提供システム（四国地方整備局）</u> ・ 通れるマップ ・ DiMAPS ・ 徳島県災害時情報共有システム ・ 徳島県県土防災情報管理システム ・ <u>地盤道路部 Facebook</u> ・ すだちくんメール ・ 防災無線の利用 ※ <u>四国地方整備局道路情報提供システム</u>は徳島県県土防災情報管理システムと連動している。このサイトは一般公開されている。  図 四国地方整備局道路情報提供システム	○ 情報共有のイメージ ・ <u>道路情報提供システム</u> ・ 通れるマップ ・ DiMAPS ・ 徳島県災害時情報共有システム ・ 徳島県県土防災情報管理システム ・ <u>国土交通省四国地方整備局 Facebook</u> ・ <u>徳島県公式 Facebook</u> ・ <u>徳島県公式 X</u> ・ <u>徳島県公式 LINE</u> ・ すだちくんメール ・ 防災無線の利用 ※ <u>道路情報提供システム</u>は徳島県県土防災情報管理システムと連動している。このサイトは一般公開されている。  図 <u>道路情報提供システム</u>

徳島県道路啓開作業実施手順書 <新旧対照表>

記載箇所	旧（現手順書）	新（手順書見直し案）
P30 ↓ P34	 図 <u>国土交通省 四国地方整備局 道路部の公式Facebook</u>	 図 <u>国土交通省四国地方整備局Facebook</u>

徳島県道路啓開作業実施手順書 <新旧対照表>

記載箇所	旧（現手順書）	新（手順書見直し案）
P34 ↓ P38	3. 5 支援要請 【概要・ポイント・具体内容】 ○ 道路管理者は、被災状況を踏まえ、2班以降について、支援要請等連絡系統に基づき、徳島県建設業協会各支部へ道路啓開作業の支援要請を行う。 ○ 道路啓開担当業者の初動（1班）は、出動準備が整い次第、自動的に道路啓開作業に出動する。 ○ 徳島県建設業協会各支部は、2班以降について、道路啓開担当業者へ被災状況とあわせて道路啓開作業出動の指示を行う。 ○ 支援要請等連絡系統は、P 4、5を参照。 【今後の調整・協議事項】 ○ 支援要請等の連絡手段等 ⇒支援要請等の連絡手段等については、事前に構築する。 (連絡担当者、固定電話・携帯電話・メール・無線機・衛星電話等) ○ 支援出動体制の報告 ⇒支援出動可能な道路啓開担当業者、出動可能人員・資機材等の取りまとめ報告様式等の検討を行う。	3. 5 支援要請 【概要・ポイント・具体内容】 ○ 道路管理者は、被災状況を踏まえ、2班以降について、支援要請等連絡系統に基づき、徳島県建設業協会各支部へ道路啓開作業の支援要請を行う。 ○ 道路啓開担当業者の初動（1班）は、出動準備が整い次第、自動的に道路啓開作業に出動する。 ○ 徳島県建設業協会各支部は、2班以降について、道路啓開担当業者へ被災状況とあわせて道路啓開作業出動の指示を行う。 ○ 支援要請等連絡系統は、P 4を参照。 【今後の調整・協議事項】 ○ 支援要請等の連絡手段等 ⇒支援要請等の連絡手段等については、事前に構築する。 (連絡担当者、固定電話・携帯電話・メール・無線機・衛星電話等) ○ 支援出動体制の報告 ⇒支援出動可能な道路啓開担当業者、出動可能人員・資機材等の取りまとめ報告様式等の検討を行う。 ○ <u>支部間連携の検討</u> ⇒<u>支部間の広域な連携が取れるよう検討する必要がある</u>

徳島県道路啓開作業実施手順書 <新旧対照表>

記載箇所	旧（現手順書）	新（手順書見直し案）
P41 ↓ P45	3. 6. 5 ガレキ・崩壊土砂の除去 【概要・ポイント・具体内容】 ○ バックホウ等でガレキを道路脇へ除去（必要に応じダンブトラックにて運搬）すること ○ ガレキ除去にあわせて倒壊した電柱を道路脇へ除去する。特に、電柱・電線については、通電の確認等が必要である。（『3.8.10 主な課題に対する各種取扱い方法』参照） ○ 土砂崩壊箇所の土砂除去にあたっては、緊急通行車両等の二次災害を考慮した対策を行う。 【関連資料・事例等】 ○ ガレキ撤去に向けた配備イメージ パトロール車、状況確認、現場調整等 ユニーク車、災害対策用機材の運搬等 バックホウ、フルトラック、ガレキ除去等 ダンブトラック、ガレキ運搬等 関係者、関係の役職者、関係者 等 （出典：「四国広域道路啓開計画」より） 写真 ガレキ除去訓練状況 （出典：「大規模津波防災総合訓練」（H28.11.5高知県）より）	3. 6. 5 ガレキ・崩壊土砂・<u>倒木</u>の除去 【概要・ポイント・具体内容】 ○ バックホウ等でガレキを道路脇へ除去（必要に応じダンブトラックにて運搬）すること ○ ガレキ除去にあわせて倒壊した電柱を道路脇へ除去する。特に、電柱・電線については、通電の確認等が必要である。（『3.8.10 主な課題に対する各種取扱い方法』参照） ○ 土砂崩壊箇所の土砂除去にあたっては、<u>道路啓開作業や緊急通行車両等の二次災害を防止するため慎重に作業を行う。更なる崩壊が予測される場合など、危険と判断される場合は、道路管理者へ緊急点検の要請を行い、安全性の確認後に作業を進める。</u> ○ <u>倒木の除去にあたっては、道路啓開作業や緊急通行車両等の二次災害を防止するため慎重に作業を行う。倒木の規模が大きく、複雑に絡み合うなど、危険と判断される場合には、道路管理者へ緊急点検の要請を行い、安全性の確認後に作業を進める。</u> 【関連資料・事例等】 ○ ガレキ撤去に向けた配備イメージ パトロール車、状況確認、現場調整等 ユニーク車、災害対策用機材の運搬等 バックホウ、フルトラック、ガレキ除去等 ダンブトラック、ガレキ運搬等 関係者、関係の役職者、関係者 等 （出典：「四国広域道路啓開計画」より） 写真 ガレキ除去訓練状況 （出典：「大規模津波防災総合訓練」（H28.11.5高知県）より） ○崩壊土砂や倒木の除去に関する支援体制 <徳島県> ・大規模災害発生時における支援活動に関する協定（徳島県技術士会） ・大規模災害時における応急対策業務に関する協定（徳島県測量設計協会） ・大規模災害時における応急対策業務に関する協定（四国地質調査業協会徳島県支部） ・災害発生時における支援活動に関する協定（徳島県森林組合連合会） 【今後の調整・協議事項】 ○ 倒木の撤去における森林組合との連携 ⇒倒木の撤去については、森林組合との連携が取れるよう、連絡体制の構築や共同訓練の実施について検討を行う。

徳島県道路啓開作業実施手順書 <新旧対照表>

記載箇所	旧（現手順書）	新（手順書見直し案）
P42 ↓ P46	3. 6. 6 放置車両の移動 【概要・ポイント・具体内容】 ○ 道路啓開作業を行う際に、放置車両が多く存在するため、放置車両の移動が必要となる。 ○ 放置車両は、災害対策基本法第76条の6に基づき、事前に道路管理者から交付された身分証明書に基づき、道路啓開作業にあたる道路啓開担当業者が、車両移動を単独で行うことができる。 まず、車両等の移動命令を書面または口頭により行い、「①命令に従わない」、「②運転者等不在」、「③故障等で移動できない」場合は、車両等を移動する。 ○ 車両を移動するスペースがない場合は、現場の判断で沿道の民地（駐車場、空き地、田畑等）を一時的に利用する。（土地の一時使用） ○ 車両の移動にあたっては、ガソリンの流出、車内に生存者・遺体・貴重品が無いか確認を行い、それらが確認された場合には、関係各所への連絡等を行う。（『3.6.10 主な課題に対する各種取扱方法』参照） ○ 車両の移動については、四国地方整備局と一般社団法人日本自動車連盟四国本部（以降、JAF）において「災害時における車両の移動に関する協定」が締結されており、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、JAFが所有する範囲内での実施可能な支援を行うものとされている。	3. 6. 6 放置車両の移動 【概要・ポイント・具体内容】 ○ 道路啓開作業を行う際に、放置車両が多く存在するため、放置車両の移動が必要となる。 ○ 放置車両は、災害対策基本法第76条の6に基づき、事前に道路管理者から交付された身分証明書に基づき、道路啓開作業にあたる道路啓開担当業者が、車両移動を単独で行うことができる。 まず、車両等の移動命令を書面または口頭により行い、「①命令に従わない」、「②運転者等不在」、「③故障等で移動できない」場合は、車両等を移動する。 ○ 車両を移動するスペースがない場合は、現場の判断で沿道の民地（駐車場、空き地、田畑等）を一時的に利用する。（土地の一時使用） ○ 車両の移動にあたっては、ガソリンの流出、車内に生存者・遺体・貴重品が無いか確認を行い、それらが確認された場合には、関係各所への連絡等を行う。（『3.6.10 主な課題に対する各種取扱方法』参照） ○ 車両の移動については、四国地方整備局と一般社団法人日本自動車連盟四国本部（以降、JAF）において「災害時における車両の移動に関する協定」が締結されており、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、JAFが所有する範囲内での実施可能な支援を行うものとされている。 ○ <u>車両の移動については、徳島県と特定非営利活動法人全日本レッカー協会（以降、レッカー協会）において「大規模災害時における車両の移動等の協力に関する協定」を締結しており、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、レッカー協会は、車両運転者等への移動命令の伝達、車両の移動、車両の移動を行った際の記録の作成などの支援を行うものとされている。</u>

徳島県道路啓開作業実施手順書 <新旧対照表>

記載箇所	旧（現計画）	新（計画見直し案）
P43 ↓ P47	【関連資料・事例等】 ○ 放置車両の移動イメージ （出典：「四国広域道路啓開計画」より） 写真 放置車両の移動訓練状況 （出典：「大規模津波防災総合訓練」（H28.11.5 高知県）より） 【今後の調整・協議事項】 ○ 車両の移動体制 ⇒多くの車両を移動するために必要な重機類を確保する。 （普通車を移動させるフォークリフト車やホイールローダ等、大型車を移動させることが可能な資機材の準備が必要）	【関連資料・事例等】 ○ 放置車両の移動イメージ （出典：「四国広域道路啓開計画」より） 写真 放置車両の移動訓練状況 （出典：「大規模津波防災総合訓練」（H28.11.5 高知県）より） ○ 道路管理者の車両移動に関する支援体制 <徳島県> ・「大規模災害発生時における車両の移動等の協力に関する協定」 （特定非営利活動法人 全日本レッカー協会） 【今後の調整・協議事項】 ○ 車両の移動体制 ⇒多くの車両を移動するために必要な重機類を確保する。 （普通車を移動させるフォークリフト車やホイールローダ等、大型車を移動させることが可能な資機材の準備が必要）